

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

公示日：令和6年5月1日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所の 名称及び所在地		指定年月日 (指定の有効期限)
				名称	所在地	
418	株式会社京葉都市生活 サービス	千葉県習志野市本大久保一丁目 9番9号	小川 政雄	株式会社京葉都市生活 サービス	千葉県習志野市本大久保一丁目 9番9号	令和6年4月18日 (令和11年4月17日)